

川西市上下水道局担当職に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月31日

川西市上下水道事業管理者 酒本 恭 聖

川西市上下水道事業管理規程第 5 号

川西市上下水道局担当職に関する規程の一部を改正する規程

川西市上下水道局担当職に関する規程（令和3年川西市上下水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
担当職	所掌事務	担当職	所掌事務
経営企画課長 （人事・契約 担当）	経営企画課の所 掌する事務のう ち人事・契約に 関する事務	<u>副局長（事務 担当）</u>	<u>経営企画課の所 掌する事務</u>
		経営企画課長 （人事・契約 担当）	経営企画課の所 掌する事務のう ち人事・契約に 関する事務

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。